

令和3年4月1日以後適用

掛金

(単位:千分率)

区分		特別職	一般	船員	組合役職員	職員団体	継続長期	任継組合員	後期高齢者
短期	掛金	42.10	42.10	40.06	42.10	42.10		84.20	※3 3.53
	福祉事業掛金	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	—	—	
	短期計	43.51	43.51	41.47	43.51	43.51	—	84.20	3.53
介護	掛金 ※1	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	—	17.8	—
厚生年金 保険	保険料 ※2	91.50	91.50	91.50	91.50	91.50	91.50	—	—
退職等 年金	掛金	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	—	7.5

- ※1 介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。
- ※2 厚生年金保険料は、183.00であり、事業主と被保険者で折半となります。
- ※3 組合員が70歳に達すると厚生年金保険の資格を喪失するため、厚生年金保険の保険料がなくなりますが、後期高齢者医療の被保険者に該当する組合員について、短期給付は後期高齢者医療制度により行われますが、雇用保険に相当する育児休業手当金及び介護休業手当金は受益があるため、その部分に相当する掛金を徴収します。